

会議名 財務常任委員会

日時 令和2年12月10日(木) 午前10時～午前11時37分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名) 委員長 黒川 武 副委員長 片岡健一郎 委員 鬼頭博和
委員 谷平敬子 委員 水野忠三 委員 大野慎治
委員 宮川 隆 委員 須藤智子 委員 井上真砂美
委員 伊藤隆信 委員 関戸郁文 委員 堀 巖
委員 木村冬樹 委員 榎谷規子

欠席議員 なし

説明員 総務部長中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍、建設部専門監 中野正明
秘書企画課長 伊藤新治、同主幹 加藤淳、同主幹兼市制50周年推進担当 小出健二、協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、同主幹 竹安誠、同主幹 酒井寿、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 小崎尚美、同統括主査 丹羽真伸、福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 中野高歳、同統括主査 浅野弘靖、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 原咲子、同統括主査 須田かおる、環境保全課長 隅田昌輝、同主幹兼清掃事務所長 佐野隆、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、都市整備課主幹 浅田正弘、企業立地推進室主幹 岡茂雄、上下水道課長 秋田伸裕、同統括主査 大徳康司、学校教育課長 石川文子、同主幹 井手上豊彦、同主幹兼学校給食センター長 田島勝己、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|---------|-----------------------------|--------------|
| 議案第102号 | 令和2年度岩倉市一般会計補正予算(第8号) | 賛成多数 原案可決 |
| 議案第103号 | 令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | 賛成多数 原案可決 |
| 議案第104号 | 令和2年度岩倉市土地取得特別会計補正予算(第2号) | 全員賛成 原案可決 |

| | | |
|-----------|------------------------------|--------------|
| 議案第 105 号 | 令和2年度岩倉市介護保険特別会計補正予算(第2号) | 賛成多数 原案可決 |
| 議案第 106 号 | 令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 107 号 | 令和2年度岩倉市上水道事業会計補正予算(第3号) | 賛成多数 原案可決 |
| 議案第 108 号 | 令和2年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算(第1号) | 賛成多数 原案可決 |

財務常任委員会（令和2年12月10日）

◎委員長（黒川 武君） おはようございます。

定刻になり、関係者の皆さんもおそろいでございますので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案7件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） 改めまして、おはようございます。

本日、朝、交通安全街頭指導、大変寒い中ありがとうございました。私は車の中から、大変申し訳ないなあという気持ちで回っておりますので、ぜひ御承知おきいただきたいと思います。

本委員会、先ほど委員長さんからありましたように補正予算の審査ということで、新型コロナウイルス対策の予算であるとか、あるいは今年度の予算の執行状況に応じるもの、あるいは緊急に必要なものということで、たくさんの方の予算を計上させていただいております。よろしく御審議いただきまして、可決すべきものと決していただけると大変ありがたいと思っています。よろしくをお願いします。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

議案第102号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から行います。

初めに、款1 議会費及び款2 総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 総務費の企画費のギネス世界記録挑戦サポート委託料のことでお聞きしたいと思います。

ざっくりしたところは本会議のほうでもどなたか聞かれていたと記憶しておりますけれども、このサポートの在り方というのが、例えば大きなデータベースの中で幾つか提案されて、それを岩倉市のほうで選択するという形を取るのか、それとも岩倉市でこういうことを考えているんだけれども、その基準はどうかということをサポートしていただくのか、どういう形態を

考えられているのでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 形態ですが、このギネスに挑戦は令和元年6月に行いました市民参加のワークショップであるアイデア発掘カフェの中で出てきた項目なんですけれども、それを受けて令和2年3月に若手職員のプロジェクトチームを立ち上げて、どんなことができるかということを検討する中で、それが当てはまるかどうかというのをこちらからアイデアを出しながら、それがギネスに当てはまるのかどうかというような挑戦内容の相談をしていきたいなあということで考えています。

◎委員長（黒川 武君） よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 同じところで、この委託事業者というのはどういうところで、もちろんそういうサポートをする専門の事業者だというふうに思いますが、どのようなところで、どのような契約で行っていくのかということとか、このギネス世界記録挑戦という点での全体的な予算というのは、どのぐらいの規模で考えているのでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 今回は、11万円ということで予算を組ませていただきました。

今回の委託先ですけれども、株式会社ブランド総合研究所というところに委託を予定しております。この研究所は、日本各地での地域活性化を目的としたギネス世界挑戦への挑戦サポートのためのオフィシャルに認可された事業所でありますので、そこに随意契約で委託をしていきたいと思えます。

また委託の内容ですが、今回は挑戦内容の相談ですが、来年度以降は申請代行ですとか当日のサポートなども受けられるということですので、そちらは挑戦内容が決まった後に、来年度の予算で改めてこちらのほうに委託しながら、ギネスに挑戦事業を進めていきたいと考えています。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

中身によって予算も変わってくるかなあというふうに思っていますが、このコロナ禍でやるということでもありますので、少し工夫や配慮が必要ではないかなあというふうに思っていますけど、そういった点ではどのような検討がされているのでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 先ほど申し上げましたが、令和2年3月に若手職員のプロジェクトチームを立ち上げて、当初は多くの市民が参加できる岩倉らしいチャレンジテーマということで検討してきたんですけれども、そういった検討を始めた矢先に新型コロナウイルスの感染症の拡大が起これり、プロジェクトチームとしても、現在、検討・活動の中断をせざるを得ない状

況となっております。今後、やはりコロナということが大きくありますので、大人数が集まるようなギネスに挑戦はなかなか難しいというところで、コロナ禍でも影響の少ないギネス記録ですとか、コロナ禍ならではの挑戦テーマについて、今後プロジェクトチームのほうで検討していきたいと考えています。

◎委員（木村冬樹君） では、次の点ですけど、本会議でも少しお聞きしましたが、公共施設トイレ等手洗い場自動水栓化事業全体についてお聞かせいただきたいと思います。

財源についてですけど、これは全て一般財源でということと説明資料はなっていますが、国や県の補助金や交付金が使えないのかという点と、もう一つは、修繕については市内事業者を優先して発注するという考えで進めていくのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 説明資料のとおり、現段階では一般財源を充てるということになっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが、これまでも様々な事業に充当をするということで進めてきております。最終的にそれらの事業の実績を基に、その執行状況に応じてこの自動水栓化事業に充当できれば、最終的に充当していきたいというふうに考えております。

2点目の市内事業者にといいところなんですけれども、発注に当たっては市内の水道事業者が発注する予定としております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ次の点です。

戸籍住民基本台帳費の事務管理費の、いわゆるマイナンバーカードの交付事務に関する会計年度任用職員の報酬についてお聞かせいただきたいと思いますが、これは交付円滑化計画が改訂をされておりますが、その改訂前のところの最初に立てられた計画の段階でも人件費の補助金があって、会計年度任用職員が任用されているというふうに思います。それに上乘せという考え方でいいのかということと、今後、来年度以降この補助金は継続されていくものなのかということだとか、あるいは会計年度任用職員について、どのような任用を来年度以降考えているのか、こういった点についてお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） まず、1点目の会計年度任用職員の採用については、上乘せでの人数ということになっております。平日が2人7時間、日曜日に4時間1人分ということで、上乘せを補正ということで上げさせていただいております。

また、来年度以降については、継続で雇用したいということで予定をしております。

また、補助金についても、来年度以降なくなるというような情報は特にないということでございます。

また、採用については、本年度補正を上げた者を継続ということで考えております。

◎委員（梶谷規子君） 同じくマイナンバーカードの交付円滑化計画の改訂に合わせてという会計年度任用職員の報酬ですが、国費が10分の10充てられるわけなんです、この国費の分の職員の算定基準というのか、何時間働いた分での10分の10なのか、今言われた7時間、4時間のマイナンバーカードを交付した枚数によってといった算定基準なのか、国のほうの財源の算定基準についてお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 交付申請額については、かかった経費全額を対象に、会計年度任用職員の報酬全額を対象として申請をいたします。

国の補助の基準となるのは、岩倉市のマイナンバーを交付した数に応じて基準額が示されますので、その基準額とかかった経費のどちらか低いほうが交付されることとなります。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で款1 議会費及び款2 総務費についての質疑を終結します。

職員の入替えはよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、款3 民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 老人福祉費の事務管理費で、地域介護福祉空間整備等補助金及び介護施設等整備事業補助金についてお聞かせいただきたいと思っております。

国と県それぞれが補助金を出すということで、介護等の施設の整備のための補助金が出されるわけではありますが、これは申請をすれば、以前にもこういう補助金は、繰り返し国・県のものを市を通して出しているというふうに思いますが、申請すればほぼ採択されるという内容のものなのか、こういう点についてお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

グループホーム岩倉一期一会荘の改修工事につきましては、国の地域介護福祉空間整備等補助金を活用したもので、あと特別養護老人ホーム岩倉一期一会荘の改修工事につきましては、愛知県の地域医療介護総合確保基金を活用したのとなっておりませんが、こちらにつきましては県の担当者に確認をいたしましたところ、今までのところは両方とも補助金は申請をすれば採択がされるといったものだったということで聞いておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

一期一会荘につきましては、最初の建物というのはかなり古いところがあるというふうに思いますが、このグループホームの老朽化ということでありますが、その状況はどうかということと、あと介護施設全体の大規模改修というのは、どういった範囲で行われるのかということも、分かりましたらお聞かせいただきたいと思えます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

グループホーム岩倉一期一会荘のほうは、平成14年4月に開設をされたということで、開設から18年と8か月ほどたっております。老朽化というところですが、今回、浴室の改修を予定しているわけですが、浴室の壁であったり床のタイルが、大規模災害が起こった際に剥離や落下するような危険性があるということで、そういったところを改修して安全性を確保する、そういった内容となっております。

一期一会荘の特養のほうの大規模改修ということなんですけれども、こちらは老朽化に伴って、消防設備の避難口誘導灯といったものを改修する予定があります。その工事に併せて、今回補助金の対象となる見守りセンサーを導入するとともに、通信のためのWi-Fi工事を実施する、そういった内容となっております。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

今ちょうど国のほうでは介護報酬改定の検討がされておまして、厚生労働省が昨日、社会保障審議会の分科会に報告案を示したという新聞報道があります。その中を見ますと、多くが職員配置基準だとか運営基準の緩和ということになっています。

この見守りセンサーにつきましても、見守りセンサーを設置することによって夜勤の職員の配置基準を緩和するという提案もされているようですが、これはそれを見越してのことなのかどうか分かりませんが、本当に職員の負担軽減になるのかという、夜勤の人数が減らされてしまえば、1人

が見る利用者の数は増えますので、本当に負担軽減になるのかなあといいところをすごく感じます。そういった点で、この見守りセンサーというのはどういう機能があるのか、またどういう部分に設置されるのか、こういった点について分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 特別養護老人ホーム一期一会荘の大規模改修に併せた工事になりますが、こちらは見守りセンサーとしましてベッドの中に見守りスキャンというのを入れまして、その方が起きたときに反応してすぐ分かるようにというものを20台導入するというところで、なかなかぱっと気づかないところに早く気づいて対応できるということで、スムーズに介護ができるというようなことを聞いております。

◎委員（木村冬樹君） 一期一会荘がどういう対応をしていくのか分かりませんが、一応20台ということは特養の部分に設置されるということでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 特別養護老人ホームとして80床、ショートステイとして20床の計100床あるのですけれども、ベッドは20台ですが動かさめますので、全部が全部そういった対象の人ではないので、そういった方のところに動かして、どこでも使えるよというような形で整備すると聞いております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

介護報酬の改定がどうなっていくかというのはまだ分かりませんが、やはり岩倉市内で大きな役割を果たしている一期一会荘でありますので、そこで働く方の負担が減るような方向になるということで、ぜひ考えていただきたいなあというふうに思います。そういった点での市の指導もお願いしたいということで、これは要望ですのでお願いいたします。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 心身障害者福祉費についてお伺いします。

今回の増額についての内容、具体的に障害者自立支援給付費の中のどのようなサービスが増加してきたのか。新規の人の増加が多いのか、サービスの種類が増えてきたのかみたいなどころもお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） 今回の障害者サービスの利用は、全体的に増加している状況ですが、特に増えているというところはホームヘルパーの居宅介護と生活介護、あとグループホームの共同生活援助のところが増えている事業です。また、就労支援B型のほうも増えているというふうに把握しております。あと障害児のほうでは、放課後等児童デイサービスのほうが増えている状況です。

細かく言いますと、居宅介護のほうでは利用者の人数が増加しているという状況になります。またあと生活介護のほうにつきましては、平成31年4月から第2みのりの里が開所されましたので、それに伴い少し増加している状況です。あと共同生活援助のほうなんですが、グループホームのほうですが、こちらのほうは令和2年4月からさくらホームのほうが開所されましたので、それに伴って利用者のほうの増加が伸びている状況です。あと放課後等デイサービスにつきましては、新型コロナウイルス拡大の影響で小学校が臨時休校されましたので、それに伴い放課後等デイサービスの利用者が増えたということで増加になっております。

◎委員（梶谷規子君） 障害を持っている人が65歳になると、介護保険のサービスのほうが優先というような介護保険の法の定めになっているんですが、これまでの質疑の中で、岩倉市は障害を持っている人が65歳になったら、どのサービスがその人に合うのかどうかということを、きちんとその方の状態を見て、障害福祉サービスも継続して利用できるようにしていくということをおっしゃっていましたが、そのことは引き続きやっていただけているのかどうか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） こちらのほうは、議員さんから言われたとおりに、きちっと説明し、継続させていただいています。

対象者の方には、事前に計画相談員の事業所の職員を通じて、65歳到達時に介護保険のサービスに移行することを事前に伝えまして、その後利用のサービス方法とかをきちんと対象者の方に説明し、相談しながら進めているところです。

また、介護保険の移行時には個別に市職員のほうから説明を行って、対象者の方と事前に相談をしながら進めていっている状況にあります。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 以上で款3 民生費についての質疑を終結します。

続いて、款4 衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でもお聞きしましたが、休日急病診療所運営費の事務管理費の備品購入費についてお聞かせください。

国の協力要請というよりは、強制ではないかなあということをお本会議では述べさせていただきましたが、この導入するオンライン資格確認のシステムというのはどういう基準で設置されるのか。例えば外来患者数、入院患者数、

近隣の公立の病院なんかでは、やっぱり何台か必要になってくるんじゃないかなあというふうに思いますが、このシステムはどのような基準で設置されるのか、休日急病診療所の場合はどうなのか、こういった点についてお聞かせください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） どういった基準で設置されるのかというところですけども、顔認証付カードリーダーの提供台数についてですが、病院は利用者人数ではなくて病院というくくりで3台まで無償提供されるというふうに聞いております。そして、診療所については1台無償提供ということで示されております。

◎委員（木村冬樹君） ちなみに、このコロナ禍であります、休日急病診療所の1日平均の患者数というのはどのくらいになっているのか、現状をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 最近ちょっと1桁台のところが続いていまして、大体1日5人程度ということになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今申し上げたように、現在はちょっとコロナの影響もありまして、人数が1桁台と下がっておりますが、通常インフルエンザの流行の時期ですと50人とか、多いと70人ぐらいのことがあります。

ただ、年間12か月を平均いたしますと、大体20人前後というような状況でございますのでよろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） 今のところの関連で、この文章を読むと、必要なソフトウェアを導入するための備品購入費ということなので、このソフトウェア自体は国から無償提供されるのか、どういうソフトウェアなのか。

それから、備品購入費というのはパソコンであると、さっき無償提供される顔認証のシステム以外の主なものの備品購入費の内訳というのはどのようになっているのか、2点教えてください。

◎健康課統括主査（須田かおる君） まず、導入されるソフトウェアのところですけども、国からは補助があります。こちらのほうもソフトウェアについては補助がありまして、ハードの他の部分につきましては、現状レセプトコンピューターが休日診療所には入っていないものですから、そちらのほうの補助も出るようにはお聞きはしておりますのでよろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） ということは、ソフトウェアを導入するための備品購入費ではなくて、ソフトウェアも有料で、それについて国から補助は出る。

それから、備品購入費についても別であるという、2つ、ソフトウェアとハード両方とも予算ということになっているというふうに理解してよろしいですか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） おっしゃるとおりで、ソフトのほうもハードのコンピューターのほうも、両方とも補助対象ということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと今の点で、申し訳ないです。

説明資料の中に歳入の部分で補助金の算定の計算式が出ていますが、この35万2,000円に補助率4分の3を掛けてということで補助金が決定されているわけですけど、この35万2,000円というのが今言ったソフトウェアとハード機器の部分ということなんでしょうか。全体予算はかなり大きいんですけど、35万2,000円というものの中身は何なのでしょう。

◎健康課統括主査（須田かおる君） この予算計上した段階では、初めソフトの部分のみというところでお聞きをしていたものですから、あくまでこの主要事業資料のほうに入っている35万2,000円というのはソフトだけの部分ということになるんですけれども、また最近通知が来まして、ハードのほうもということが、ちょっと話が出てきているものですから、そちらもということになるんですが、ただ上限があるものですから、それほど支出自体は何百万というところにはなるんですけれども、実際補助金として入ってくるのは、この26万4,000円からさほど増えるようなことにはならないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） すみません、何かよく分からなくなってきました。

このソフトはそんなに高くないんですよ、ハードが結構何百万としているわけなんですけれども、その内訳は、コンピューター何台とか、どういう機種なのか、ちょっと普通のパソコンではないというふうにお見受けするんですけれども教えてください。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 普通のコンピューターと違って、レセプトコンピューターという電子レセプトを請求するときの特殊な機械ということになりますので、台数的には1台ということになるんですけれども、それに伴ってパソコン本体ですとか、あと回線を引く配線工事費とか、そういったものも含めてということになってきますので、もろもろ全部一体で導入ということになりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長（黒川 武君） よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 別の点で、塵芥処理費のごみ減量化推進事業のうちの金属類等処理業務委託料の増額についてお聞かせください。

説明では前年比約15%の増加ということですが、この要因につきましてはどのように見ているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 今年度の4月、5月の対前年度比で見ますと、大体21.7%、20.1%という伸びになっておりまして、ちょうどコロナ禍の外出自粛の規制のタイミングと合っているとといったような状況がございますので、やはりコロナによる影響で在宅が増えたことによって、粗大ごみを搬出される方が増えたということが一番大きな原因だというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 同じく塵芥処理費のところの修繕料です。

トランスミッション交換修繕を実施した、そのトランスミッション交換修繕に要した費用というものは幾らなんでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 年度の当初、4月に発生しまして、これは塵芥処理車の2号車になります。

金額については、細かくなりますけれども89万6,856円という負担行為を切っております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款4衛生費についての質疑を終結します。ここで暫時休憩して職員の入替えをお願いします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、款5農林水産業費及び款6商工費についての質疑を許します。

◎委員（大野慎治君） よろしくお願いします。

商工費の中の企業立地推進費の中の企業立地推進事業の産業廃棄物処理業務委託料が計上されておりますが、土地2筆から産業廃棄物が確認され、運搬及び処理に係る経費を計上すると書いてありますが、全員協議会で説明はございましたが、これを計上するまでの経過というのを改めて御説明お願いいたします。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 御説明させていただきます。

現在、愛知県企業庁によりまして開発を進めております川井野寄工業団地でございますが、こちらは企業庁の開発ということで、まず前提条件としまして開発区域内に産業廃棄物がない、もしくはおそれがないということが、

企業庁が事業を実施するという条件になっております。このため、市としましては、開発の検討を始めました平成28年度以降、土地所有者さんの了解を得まして、約60か所の区画で掘削調査をさせていただいたり、あと地歴調査といひまして土地の変遷というものを実施してきたということでございました。

ただ、雑種地等によりまして、例えば上に建物が建っておったりだとか、あと業者さんに貸したりだとかいうようなところにつきましては、造成工事に着手する前、土地の売買契約後しかございませんが、そちらの段階で調査をするようにというような所有者さんからの依頼もございまして、令和元年度になります土地の売買契約が終わった後に調査をさせていただきました。その結果、2筆の土地から廃棄物が確認されたということで、内容につきましてはコンクリート殻、金属くず、あとは建設混合廃棄物ということで、廃プラとか木くずが交ざったようなものです。そういったものが発見をされたということでございます。

企業庁と土地所有者さんとの土地売買契約を締結する際には、万が一廃棄物が発見された場合は自費で撤去するという内容の書面が交わされてはおるということでございましたので、市が間に入りまして、土地所有者さんと撤去について交渉を始めたということでございます。

いずれにしても、その2筆の土地所有者様との話の中では、どちらも相続等で受けた土地であって、廃棄物がそこに埋まっているということは全く知らなかったということで、最終的に処分費が非常に高いということもございまして、負担を求めるのであれば土地の売代金を全額返すので土地を返してほしいというようなことまでお話があったというような状況でございました。

この中で市としましても、その土地を返還していただくとなりますと、これまで企業庁も市も非常に多額の費用をかけてこの事業実施をしてきたということで、途中段階での中止というものは考えられないということがございまして、土地の返還を受けるということではなく、費用負担をいかにしていただくかと、相手方に全額ではないですがという観点で、顧問弁護士にも相談をかけさせていただきました。その中で弁護士の見解としましては、土地所有者さんとしましてこういったものが埋まっていたということで、100%免責はされないということがございました。やはり一定の費用負担を求めるべきであろうということで、弁護士としましては土地の売代金の5割以内ぐらいで求めていくべきではないかということでございましたので、私どもは交渉をずうっと続けてきておったということでしたが、10月末まで平行線

で来ておったということです。

一方、市と企業庁の間では、この開発に対しまして開発基本協定書というものを締結しておりまして、その中にやはりほかの自治体でも同様のケースがあって、事業の進捗が妨げられてしまう危険性があるということで、依頼した市町村のほうで企業庁との協定書の中で、産廃が確認され、その処理が企業庁が指定する期日までに適正にされない場合は、市のほうでそれを処理するというような規定になっておるといことがございまして、その中で令和3年6月末までに廃棄物を処理するようという指示が来たということです。現在、造成工事が始まっておりまして、どんどんこの処理の問題で長引いてしまうと、もう今度は分譲に影響が出るということがございますので、そういうことを踏まえまして、改めて所有者さんにお話に行った中で、土地の売買代金の1割を御負担していただくということで、本年11月20日でございますが御同意をいただいて、市としてもそれを受けたということになります。

今後企業庁、市、所有者さんの3者で合意書を締結しまして、費用の御負担をいただくような形で受けていきたいということでございますが、今回計上させていただきました処理費用につきましては、今の産廃を適正に処理する費用ということで計上のほうをさせていただいておるといことでございます。

長くなりましたが、よろしく申し上げます。

◎委員（関戸郁文君） 同じく産業廃棄物処理業務委託料1億7,229万3,000円についてお尋ねいたします。

突出して高い補正になるとと思いますが、見積りの根拠について少し細かく御説明ください。

◎企業立地推進室主幹（岡 茂雄君） こちらについて、見積りの根拠でございすけれども、今多額だという話がございましたが、まず、この処理に当たりまして、愛知県の環境部長の命で通知文書が出ておりまして、こういった産業廃棄物等が交ざった土砂等については、全て土砂も含めて処理をするようというように通知のほうが出ておりますので、例えば今室長が言ったとおり、コンクリート殻とか金属くずだとか、そういったものだけではなくて、そこの土砂全てを廃棄物として処理をするということになるものですから、ちょっと高額になってくるという形になります。

その内訳でございすけれども、一番高い費用につきましては廃棄物の処理費用になるわけですが、今回2筆の土地から出ておりまして、そこからの面積と、あと一応その試掘の中でどれぐらいの高さまでそういった廃

棄物が入っていたかというのを調査しまして、一応その部分まで全て処理をするというような形のもので見積りをさせていただきました。その結果、立米数が出て、それに伴って結局最後は重さで処理をする形になるので、その重さを計算すると約4,350トンになりまして、それが1トン当たり約3万円ぐらい処理費用がかかるという形になりますので、それが約1億3,000万ほどというような形になりまして、そこが一番費用としてはかかってくるという形になります。あと、その処理費の費用と、今回については一旦中間処理施設というところに全て持っていく形になりますので、その運搬費が約870万円ほどというような形になりますし、あとその部分、取った後について、また土を埋め戻すことになるので、そういった埋め戻しだとか、そういった費用でもろもろ、今回お示しさせていただきました1億7,000万ほどと、高額な金額になっておりますが、それだけしたという形になります。

この金額につきましては、今回、市内の業者と、あと処理ができる業者ということで、2社から見積りを取りました。そちらのほうの積算内容と、金額について見比べましたけれども、特に差はないという形になりますので、今回については適正な金額だというふうに認識しております。以上です。

◎委員（関戸郁文君） 分かりました。

ただ、非常に高額であるということでございます。いろいろと先ほど御説明がございましたが、難しいとは思いますが、この件について再発防止についてはどのようなお考えなのかをお尋ねいたします。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 今回、川井野寄に続いて、都市計画マスタープランでも続けて工業団地の造成を今後していこうという思いでおります。その中でも、やはり今ヤード化が進んでおったり、資材置場がどんどんできてきているという中で、そういった土地については開発区域に市として含めていくのかというものは、やはり慎重に検討しなければいけないと思う一方で、免責がないと企業さんも来ていただけないものですから、その辺りにつきましては度合いをどうしていくかというものがありますけれども、とにかく今回の件を教訓にして、事前調査できるものは徹底的にさせていただいて、こういった産廃処理費を市が支払うことになるということを避けていければなあと考えております。以上です。

◎委員長（黒川 武君） 関連の質疑をここでお願いしたいと思います。

◎委員（水野忠三君） 私もこの産業廃棄物処理業務委託料についてでございます。

今質疑をお伺いして、やむを得なかったのかなあというふうに思っているところでございます。

関連といたしましては、近年、産業廃棄物の不法投棄などが問題になっていると思いますが、4,350トンの産業廃棄物を含んだ土砂等の最終処分地はどこかということまで確認される御意向はあるのか、要するにこの事業で不法投棄等を助長してしまうようなことがあってはもちろんいけないと思いますので、業者さんにそこら辺をしっかりと確認する御意向はあるか、お伺いをしたいと思います。

◎企業立地推進室主幹（岡 茂雄君） もちろんこちらについては、これほどの多額の予算を計上させていただく形になりますので、今回委託をさせていただくところにつきましては、そういった処理をできる場所につきまして、できる限り市としても最終処分場に持っていかないように、できる限りリサイクルできるものは再利用させていただくという形になります。それでもどうしても再利用できないものについては、最終処分場に持っていく形で処理をするわけですが、こちらについては業者のほうからこういった処理をしたかということで、処理が終わった後に報告書を提出させていただいて、それで内容を確認させていただくという予定にしております。

◎委員（伊藤隆信君） 私も企業誘致推進事業について質問させていただきます。

先ほど来、平成28年度から事業計画がずうっと推進されているとお話がございますが、当初から比べると令和2年でございます。企業というか今の社会環境が大きく変わりました、企業誘致が実際その頃と思うと大分条件が変わって、実際その頃はまだ正直言って景気等もまだ大分よくなったと思うんですけど、今はコロナ禍におきまして非常に厳しい状況でございますけど、実際今回の産業廃棄物の関係で事業が若干遅れると思うんですけど、その辺の考えで実際企業の誘致は心配しているんですけど、その辺とかはどのような状況かお聞かせをいただきたいと思っております。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 現時点で誘致に関しては、企業決定まで遅れるという予定ではないです。スケジュールどおり今推移しているということでございます。

また、誘致企業につきましては、今年10月1日から11月30日までの2か月間で最終の分譲申込みを受付しました。結果として企業庁から伺っておりますのは、25社からの応募があったということでございます。内訳については、製造が5社、残り20社が物流ということで、余談ですが、ほかの地区に比べれば、圧倒的に市が選定して決められる状況には今あるということで、有利な状況にあるとは伺っているところです。以上です。

◎委員（堀 巖君） 関連で。

2社見積りで適正だというふうな説明がありました。実際の1億何千万の入札、最終的な契約についての手続として、こういった形式を考えてみえるのか、まずお伺いします。

◎**企業立地推進室主幹（岡 茂雄君）** こちらの廃棄物の処理につきまして、いろいろ制約がございます。今回につきましては、基本的には事業者、今回で言うと大興建設と渡邊組のJVなんですけれども、そちらのほうが今回企業庁の造成工事を請け負うという形になります。こちらのほうの法律で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものの第21条の3という規定の中で、注文者から直接工事を請け負った建設業者を営む者を事業者とするという形になりますので、その規定に基づきまして、基本的には入札等ではなくて大興建設と渡邊組の特定建設工事共同事業体のほうに随意契約といいますか、そのような形で委託をしていくという予定にしております。

◎**委員（堀 巖君）** もう一点。

不法投棄が起因しているという話なので、相続である土地にしても、起因者であるところの調査というのは、やっぱり普通ならばして、そこに損害賠償請求なり一定負担を求めるところがあると思うんです。かなりの量なので、これを見過ごすというか、そういう姿勢でいいのかどうなのか、そこら辺が内部でどのような議論があったのか教えてください。

◎**都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君）** この話を地権者さんにお持ちして以降、所有者さんも自分で過去の契約状況、こういった方に貸して、どういう企業さんがどのくらい入ったという辺りを調べていただきました。その結果も実はいただいておまして、ただ、やはり当時の会社がもうなくなったりだとかいうことがあったりとか、事情を聞けなかったということで、これ以上調べるができなかったということで、実は報告書として頂いておるところでございます。

私どもとして、やはり全て処分してくださいということになりますと、相手方の方からは土地を返してほしいということが一番ございました。そうしますと、そこに係る影響というものを考慮しまして、まず今進めておる区画がとにかく変わってしまうということになります。そうしますと、これまでやってきました設計であったり、分譲の区画の形も変えなければいけないというそういった費用であったり、もう既に企業さんへ分譲の案内もしている中で、そちらに対する企業への信頼関係というものが崩れてくるということがございまして、これは企業庁さんともいろいろと相談させていただいた結果なんですけど、そういった中で費用負担を何割という、弁護士に相談した中では5割以内ということがありましたので、一定の金額はやはり御負担いた

だいて、事業はもう進めていこうということで、あちら側の誠意も見ながら、最終的には1割の御負担をしていただくということで合意したということになります。

◎委員長（黒川 武君） 他に関連しての質疑はございますか。

◎副委員長（片岡健一郎君） すみません、1点だけ確認させてください。

産業廃棄物処理業務委託料のところですけども、当然きれいに処理してきれいな土地にすると思うんですけども、それを実施したということ誘致された企業さんにお伝えする義務というか、そういったことは発生するのでしょうか。また、お伝えする考えはあるのか、その辺をお聞かせください。

◎企業立地推進室主幹（岡 茂雄君） こちらにつきましては、契約自体は愛知県の企業庁と契約をする形になりますので、私どもは企業庁のほうに今回の処理をした後に調査をして、特に問題ないですという報告を上げさせていただきますので、企業庁のほうから基本的にはもうそういったことがありましたけれども、こういうふう処理して特に問題ないという形で、企業庁のほうから今回その区画のところを購入される企業さんのほうには話をされていくというふうになるというふう聞いております。

◎委員（堀 巖君） もう一個だけすみません。

最終的に随意契約ということだもんですから、さっき2社で1トン当たり3万円という単価、それからいろんな中間処理に係る費用というのを、2社だけではちょっと心もとないというか、やっぱり全国的な調査というのも、もう少し広い範囲で単価が適正なのかどうなのかというのを調べる必要があると思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

◎企業立地推進室主幹（岡 茂雄君） こちらにつきましては、市としてもできる限り見積り徴収できるところについてはしていきたいというふうに考えていたんですけども、そもそもやっぱりこういった廃棄物の処理ができる業者というのがそれほどないという形になります。もちろん東海、例えば愛知、岐阜、三重というところについてもそれほどないと、そもそも処理できる業者が少ないというところがございます、今回は愛知県内でやっている業者のほうから2社を取ったという形になります。その業者に聞いたところ、違う県のところに行っても、価格的にはそれほど変わりはないというふうに聞いておりますので、基本的には2社ということで少ないかもしれませんが、内容を見たところ特段高いだとか、そういったことがなかったというふうに考えて、今回予算のほうを計上させていただいているところですので、御理解いただけますようお願いいたします。

◎委員長（黒川 武君） 他に関連しての質疑はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） ございませんですよ、関連しての質疑はここでとどめたいと思います。

他に款5、款6につきまして質疑はございますか。

[挙手する者なし]

以上で款5農林水産業費及び款6商工費についての質疑を終結します。

職員の入替えのほうはよろしいでしょうか。ないようでしたら、このまま続けてまいりたいと思いますが。

暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、款7土木費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） よろしくお願ひします。

都市計画総務費の定住促進事業の中の三世代同居・近居支援事業費補助金、今回も増額となっていますが、この事業を近年続けておりますが、この事業をこのまま続けていくのか、一旦違った補助にするのかというのは、その辺の方向性というのはどのようにお考えでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） こちらにつきましては、令和3年度は予算計上しております、一旦そちらで今後どうするかということは、継続するか廃止していくかということについては決定をしたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 私も同じようなことを聞こうと思っていたんですけども、見直すとかそういうところに当たって、今まで続けてきた中で移り住んでいただいた方で補助をいたします。それに対する市の歳入、いろんな歳入があると思います、固定資産税を含めて。そこら辺をシミュレーションしながら、将来的に何年でプラスに転じていくとか、そういったことを多分計算してみえると思うんですね。その結果、この事業をどうするかどうかというところも一つの物差しになっていくと思うんですけども、そこら辺の分析は今までどうなっているのでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） すみません、そちらについてはしておりません。

実績に基づいた数字といいますか、そちらで判断をしております、実際3年間やってまいりました平成30年度から今年度まで、現在途中ではありますけれども、その中で18世帯65人の方が市外から市内へ転入していただいた

ということです。もちろん市内転居も20世帯72人の方が転居していただいたということがありまして、実はそこからの今の経済的な効果みたいなものについては、少し分析はできないというか、しておりませんで、あくまで転入の数だけで判断をさせていただいたということにしております。

◎委員（堀 巖君） 税金が増えるということだけを見込んだ事業ではなくて、やはり人口を増やす、定住促進を図るところが主目的なので、やっぱりそこら辺と併せて考えていただいて、ぜひこの定住促進に寄与するということは、効果があるのであればやっぱり事業を継続していただきたい、これは意見としてです。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、款7 土木費についての質疑を終結します。暫時休憩します。

職員の入替えがありましたらお願いします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、款8 消防費及び款9 教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 教育費の教育指導費のところでは質問します。

北小学校で支援を必要とする児童に対応する特別支援教育支援員が1名増加ということ、年度の途中なんですけれども、どういった理由で増えたかということをおっしゃっていただきたいと思います。

◎学校教育課長（石川文子君） 学級に入っていたくことになるんですけれども、もともと年度当初から問題行動を繰り返す児童の対応で、少し学級のほう落ち着かないというような状況がございました。

ただ、1学期等は授業等がない校務主任の先生、教務主任の先生等に入っただきながらやってきたということになっております。2学期につきましては、県の学級運営等改善対応非常勤講師という方についていただいて、対応を現在しているところがございます。ただ、この県の事業につきましては2学期、一学期間だけしかつかないということになっておりまして、その間に学級を落ち着かせるというようなことになっております。ですので3学期には、もうこの非常勤講師の方は見えなくなりますので、支援員を配置して学級のほうの円滑な運営をできるようにというふうに考えております。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 一点お聞かせください。

岩倉北小学校屋内運動場等複合施設建設事業で、今回は北小学校の受電設備、受水槽等の移設工事が計上されておりますが、私ちょっと工事に伴って西館の解体が今回出てくるのかなあとっておったんですが、それを含めて今後の事業の方向性というのをお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 現在、岩倉北小学校の屋内運動場の複合施設につきましては、昨年の基本設計を基に実施設計を行っているところなんですが、まず今回の補正で提出させていただきました受変電設備と受水槽の移設につきましては、まず受水槽が平成28年に新たに設置した受水槽をそのまま移設して使うということで、どうしても断水する期間が1週間から10日ぐらい必要だと。そうなると、長期休業の間にどうしても移設しなきゃいけないということで、今回春休み期間にできないかということで補正のほうを上げさせていただいております。

その後につきましては、その受水槽と受変電設備が移設しましたら来年度に西館の取壊しをさせていただいて、今もプールの取壊しを行っているんですけども、更地になったところに令和3年度に新たに屋内運動場の複合施設を建設させていただく予定にしております。3年度末に完成しましたら、今度令和4年度に今の市立体育館のほうを解体させていただきまして、解体した後にそちらのほうを駐車場等に整備していくといった予定で、令和4年度末の完成を目指しているといったところですのでよろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 小・中学校ともに施設管理費の中のトイレ清掃等委託料についてお聞かせください。

最初は7月から導入していただいて9月までということで、また12月まで延長し、3月までという経過になっていると思います。コロナの状況というのはなかなか予断を許さない状況が続いているというふうに思っておりますので、この外部委託については、新年度予算の中ではどのような検討がされているのかなあとというふうに思うわけですけど、そういった点については今示せる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課長（石川文子君） コロナにつきましては本当に今後どのような形になってくるのか、ちょっと様子が分からない、状況が見えてこないというところもあります。必要性等につきましては、今後の様子を見ながら、必要であるということになれば、また検討をさせていただくということになるかと思っております。

◎委員（木村冬樹君） ぜひよろしく申し上げます。

もう一点ですが、小学校の施設改良費の中の小学校バリアフリー化工事についてですが、非常に重要な個別対応であるというふうに思っております。

ただ、もちろん必要な改修工事がこれで行われるというふうには思っておりますけど、学校には階段だとかもありますし、そういった点での何か大丈夫かなあというふうな思いがありますが、その辺について現状どうなんでしょうか。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 今回、北小学校と東小学校に入学する児童の状況に合わせた改修ということで行わせていただくものになっております。

現在のところ、学校に来て脱履から入って教室に入る、またトイレというような動線のところで必要なものをやらせていただくことを検討しております。また、階段につきましても、一部手すり等の設置も考えておりますのでよろしく願いをいたします。

◎**委員長（黒川 武君）** 他に質疑はございませんか。

◎**委員（堀 巖君）** 本会議で梶谷議員のほうから、自動水栓化の事業の中の体育館について質疑があったと思います。ちょっと再度改めて、今後追加していくような答弁もあったというふうに思いますけど、この当初に入れなかった理由、やっぱり災害時の避難所になるということもあるので、普通だったら当初から入れていいのかなあというふうに思うわけですけど、そこら辺の理由をもう一度お願いいたします。

◎**総務部長（中村定秋君）** まず初めに、今後追加するとは本会議の中では答弁していませんので、すみません。それ以降の答弁は……。

〔発言する者あり〕

◎**総務部長（中村定秋君）** 今回は、やはり新たな生活様式というか、そういった中で日常的に公共施設を安心して使っていただくということで、不特定多数の方が使用される利用頻度の高いトイレ等の手洗い場について自動水栓化したということでございますので、災害時においては、やはりまた災害時ならではの別の水道の使い方というものもあると思いますので、そこは自動水栓化が適切なのかどうかということについて現時点で評価しておりませんので、別のところで検討していきたいと考えております。

◎**委員長（黒川 武君）** 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（黒川 武君）** 以上で、款 8 消防費及び款 9 教育費についての質疑を終わり、歳出についての質疑を終結します。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 県支出金のほうの、先ほど鬼頭委員が質問された特別支援教育の支援員の分で、県は一学期のみの補助ということで、引き続き必要なんだという要望をして、もう一学期分とかいう要望は通らないんでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 歳入と別のところでというところの回答でよろしいですか。

こちらの先ほどの非常勤講師の配置につきましては、一学期のみというルールになっておりますので、伸ばしてというようなことはできないということになっております。お願いいたします。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、第2表 継続費補正についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、第2表 継続費補正についての質疑を終結いたします。

続いて、第3表 債務負担行為補正についての質疑に入りますが、教育子ども未来部長から発言の申入れがありますので、これを許可します。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 債務負担行為補正の追加の2項目めですが、図書館・市民プラザ駐車場改修工事について、改めて説明をさせていただきたいということと、一つ全員協議会の際に、私少し間違った説明を申し上げましたので、訂正を含めてお願いしたいと思います。

今回、北側の駐車場を貸していただけることになりまして、32台分増えるというようなところでございます。あわせて市民プラザの南側にも駐車場があるというところで、ここが間違っ御説明申し上げたんですけれども、現在12台と車椅子1台、13台が止まるようになっておりますが、駐車場が増えますと思いやり駐車場を複数設けなければいけないというところもありまして、南側に思いやり駐車場を2台、そうなりますと一般のほうは9台ということで、南側が11台ということになります。トータルすると31台増えるというふうに申し上げたんですけど、30台増えるというところで、ここで改めて説明させていただきます。

工事費については3年度に予算で計上する予定でありますので、債務負担でお願いしているというのは、今年度中に契約準備行為を進めてまいりたい

というふうに思っています。設計は職員で進めて、今年度中には契約まで行きたいなあというところで、債務負担でお願いしているというところがございます。

訂正と説明とさせていただきます。すみません、よろしく申し上げます。

◎委員長（黒川 武君） それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、第3表 債務負担行為補正についての質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） すみません、11月30日の臨時議会において、議案第93号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、反対討論で述べました職員の期末手当の減額が含まれる予算であるために、今回の議案第102号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算（第8号）」については、様々な必要な予算が含まれているわけではありますが、以上の理由から反対とさせていただきます。

◎委員長（黒川 武君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） これをもって討論を終結し、採決に入ります。

議案第102号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算（第8号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第102号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

どうしましょう、ここで少し休憩を取りましょうか。続行してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） それでは、このまま続行してまいりたいと思います。

暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長(黒川 武君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて議案第103号「令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(黒川 武君) 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から行います。

質疑はございませんか。

◎委員(木村冬樹君) 今回の補正の中身につきましては、大きな部分で特定健康診査が中止となったための委託料の減額と、人間ドック費用助成金、人間ドックの受診者を増やしていこうということで取組がされて、支給件数が増えて助成金の増額になっているというふうに思います。

お聞きしたいのは、コロナ禍ですのでなかなか難しいところではありますが、いわゆる特定健康診査、人間ドックも含めて受診者数に入れることができるというふうに聞いておりますが、この受診率というのがどのようになっていくのか、大幅に下がっていくというふうには思いますが、その状況について今分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長(近藤玲子君) ただいまの人間ドックの受診状況というところで御説明をさせていただきます。

令和2年11月30日現在、人間ドック助成事業の申込者数969人という状況になっております。受診率の見込みは13.6%というところで、令和2年度の受診率については前年度40.03%というところでしたが、大きく低下する見通しとなっております。

◎委員(木村冬樹君) 分かりました。

コロナ禍ということで、全国のこういう特定健康診査、個別健診をやっているところはそうでもないのかもしれませんが、やはり受診率は下がっていく傾向があるんじゃないかなあと思うんですけど、いわゆる保険者努力支援制度の交付金があると思いますけど、これへの影響というのはどうなってくるのか、来年度。分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長(近藤玲子君) 保険者努力支援制度の評価の項目の中に、受診率の向上がどの程度か、また受診率はどの程度かというのは項目として上がっておりまして、現状からこの項目の得点は取れない状況となるということでございます。

また、コロナ禍で全国的に低いとはいえ、その部分についての見直しは特に国から示されておりません、現段階では。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ちょっと来年度、国からの交付金が少し影響を受けるのではないかなあと
いうふうに思っているところです。それはまた経過を見ながら議論していきたい
と思います。

もう一点、人間ドックについては受診勧奨が行われているというふうに思
いますが、この間どのような受診勧奨を行ってきたのかお聞かせいただきたい
と思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今年度は、新たに受診勧奨業務委託という
ことで委託をしております。

受診勧奨については、A Iを活用し、健診や医療の受診状況から受診勧奨
対象者の特性を分析し、対象者の状況に合わせて5種類の通知を出すという
ようなものでございます。まず受診したくなるようなメッセージをお伝えす
るということで、既に2回の勧奨を行っております。1回目は7月29日に5
種類のもをということで、不定期に受診する方と健診未受診者に対して行
っております。4,730通を送っております。2回目は11月18日に、A Iで分
析をして受診確率の高い方から優先し、この文面については同じ文面となり
ますが、1,700通を送付しているような状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ちなみに、その5種類の文章、実は私の家族のところにも送られてきてお
りまして見ましたけど、あまり受診をしたくなるようなという感じは受け取
れなかったんですけど、その5種類の文章というのはどういった内容のもの
になっているのか、簡単に説明していただければありがたいです。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 5種類については、大きく分類すると頑張
り屋さん、健康に気を遣っているんですけども健診に行く意義をあまり
感じていない方、そして心配症さんということで、心配はしているんだけど
も病気が見つかる怖いなあとということで受診をしない方、また次につい
ては、少し不健康の自覚はあるんですけども、今のところいいかなあとい
うことで積極的に改善しようと思っていない方、そして健診に行くことに少
し興味がない、面倒くさく感じていらっしゃる方、最後には健診を全くこれ
まで受けていない方と、そういった5種類に分けております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ありがとうございます。

A Iを活用した受診勧奨ということで、またこれについても経過を見てい
きたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 第三者行為の損害賠償求償事務ですけれども、これは読むと賠償金が見込みを上回るためと。交通事故自体が増えたためではなくて、要は賠償金の金額によって事務手数料が増えるという仕組みになっているという理解でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 堀委員がおっしゃったように、賠償金額の3%を手数料として頂くものですから、賠償金額が増えれば手数料が増えると、そのようなものでございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、以上で歳出の質疑を終結します。

続いて、歳入の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 諸収入の中の一般被保険者第三者納付金ということで、第三者行為ということですから、交通事故をはじめけんかだとかそういうのもそういう形になってくるとは思いますけど、今回かなり多額なものが諸収入に入ってきているということでもあります。こういった増額の補正はあまり見ない、これまで見たことがないなあというふうに思っているんですけど、どのような状況でこういうふうに増額補正になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今年度につきましては、1人当たりの平均損害賠償金で御説明をいたしますが、約260万円となっております。令和元年度につきましては約20万円ということで、大幅に増加している状況がございます。増加の理由につきましては、損害賠償金1人当たりの最高額が800万円を超えるなど、高額な事例が4件ほどあったものですから、例年に比べ総額として増えているということでございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（榑谷規子君） 議案第103号「令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についても、先ほど述べました102号と同じ理由で、職員の人件費が含まれるということで、ほかの必要な予算があるものの反対とさせていただきます。

◎委員長（黒川 武君） 討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第103号「令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第103号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第104号「令和2年度岩倉市土地取得特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回、歳入で土地売払い収入が入っております。野寄町にあります農地の売払いということで、それを歳出で基金に積み立てるという形になっているわけです。

当初、この農地につきましては14筆購入したということで、その管理について非常に苦労してきた歴史があるというふうに思っています。

現状で、この農地14筆というものがどのようになっているのかという点について、今の現状をお聞かせいただきたいと思えます。

◎行政課主幹（兼松英知君） 14筆のうち、2筆については県等へ売り払い、今回の1筆を含めて2筆については個人に売払いをしております。現在10筆が残っている状況であります。

◎委員（水野忠三君） 単純にこの1,182万7,000円を土地の面積336平方メートルで割ると、1平方メートル当たり3万5,199円ぐらいになると思うんですが、土地の値段として、この野寄の辺りとしては妥当な金額だとお考えでしょうか。

◎行政課主幹（兼松英知君） こちらは、不動産鑑定評価を取って決定した

金額であります。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で、歳入歳出の質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第104号「令和2年度岩倉市土地取得特別会計補正予算（第2号）」
について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第104号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第105号「令和2年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出全般にわたっての質疑といたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第105号「令和2年度岩倉市介護保険特別会計

補正予算（第2号）」についても、先ほどの議案102号と同じ理由で、人件費の分で反対とさせていただきます。

◎委員長（黒川 武君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第105号「令和2年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第105号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第106号「令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出全般にわたって行います。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療システム改修業務委託料があります。こういった税制改正に伴うシステム改修につきましては、一般会計等では国費が投入されているところもあるというふうに思いますが、この分については一般会計からの繰入金で対応しているというふうに思います。国費のという点ではどのような対応になっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 国費につきましては、一般会計のほうで民生費国庫補助金のうちに高齢者医療制度円滑運営事業費補助金7万7,000円、こちらが国費ということで入ってきます。全体は38万5,000円ですが、そのうちの7万7,000円が国費ということでございます。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第106号「令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 全員挙手であります。

採決の結果、議案第106号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第107号「令和2年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

◎委員（桝谷規子君） 議案第107号「令和2年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第3号）」についても、議案第102号と同じ理由で反対といたします。

◎委員長（黒川 武君） 他に討論はございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第107号「令和2年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第3号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第107号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第108号「令和2年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑は、歳入歳出全般にわたっての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第108号「令和2年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」についても、議案第102号で述べました同じ理由によって反対させていただきます。

◎委員長（黒川 武君） 他に討論はございませんか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第108号「令和2年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手多数であります。
採決の結果、議案第108号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
以上で、財務常任委員会を閉会といたします。